

座間市立中原小学校敷地及び既存擁壁調査等業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 座間市立中原小学校の敷地及び既存擁壁の測量・現況調査等を実施し、調査結果をもとに補修箇所の把握、課題の抽出、整理、対策工の設計及び課題の対応策を提案する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、選定を厳正かつ公平に行うため、座間市立中原小学校敷地及び既存擁壁調査等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 委員は、教育総務課長、学校再編推進担当課長、都市部長及び都市部職員1名を充てる。
- 4 前項の都市部職員は、本業務にふさわしい事業者を選定するに当たって必要となる知識を有する者とし、都市部からの推薦を受け、決定する。
- 5 各委員は、委員会へ出席できない場合は代理人を選任することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めた場合又は急を要する場合は、書類の回議をもって委員会の会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(最優先交渉権者等の特定)

第7条 委員会は、別に定める令和7年度 座間市立中原小学校敷地及び既存擁壁調査等業務委託に係るプロポーザル実施要領に基づき、提案内容等（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を評価、採点し、最優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課学校施設係において処理する。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、本市と事業者が令和7年度 座間市立中原小学校敷地及び既存擁壁調査等業務委託に関する契約を締結した日にその効力を失う。